

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）

1 調査の目的

制度の谷間を生まない新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

2 調査対象等

全国4,500国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）所持者及び障害者手帳は未所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象としております。（宇部市；厚生労働省が抽出した6調査区）

3 調査の実施日

平成23年12月1日（木）を調査日として行います。

4 調査の事項

日常のしづらさの状況、障害の状態、障害者手帳、福祉サービスの利用状況、日常生活上の支援の状況、外出の状況、家計の状況等

5 調査の方法

- ① 調査員が調査区の世帯を訪問し、調査趣旨等の説明のうえ、調査対象者の有無を確認します。
- ② 調査対象者がいる場合は調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼します。
- ③ 調査票は、原則として調査対象者本人が記入します。

6 調査の集計

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において集計を行い、その結果は平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口に掲載します。その後、調査結果報告書を刊行します。

自治会長等に
説明 11/9~10

■対象校区ふれあいセンター、自治会長に説明→班回覧依頼

お知らせらし
配付 ~11/16

■訪問拒否等の連絡のための期間（～11月25日）
■調査対象者からの質問、相談及び事前の訪問拒否の連絡に対応するための電話窓口を設置（障害福祉課内）

調査票配付
12/1~6

■調査日：12月1日（木）
■調査員の訪問期間：12月1日（木）～12月6日（火）
■調査対象者の調査票提出期限：12月16日（金）

地区要図・世帯
名簿提出 12/21

■「地区要図」、「世帯名簿」の提出（調査員作成）
■県に提出期限：12月21日